

ガイドラインと条例の異同

○網走市当局が太陽光発電事業者に守らせるルールである点において共通

○次の点において、異なる。

内容

- (1) ガイドライン 行政指導¹の根拠となる文書
- (2) 条例 法的拘束力を有するルール（強制力を有する※）
※助言、指導にとどまらず、改善命令を発出し、違反者を処罰する条文を規定することもできる。

制定手続

- (1) ガイドライン 市長決裁
- (2) 条例 市長が議会に条例案を提出。議会の審理を経て可決成立

○条例制定の見込みについて（⇒市当局により説明）

○ガイドラインと条例との関係

- (1) ガイドラインの基本的な考え方は、条例の骨格となるもの（条例の文言や、その審査基準へと一部横滑り（調整の上））。※1
- (2) ガイドラインでふわりと表現している部分について、条例又はその審査基準では精緻に制度化※2

※1 ガイドライン第4条（太陽光発電施設の設置を避けるべき区域）
⇒条例においても規定

※2(1) ガイドライン第5条第1項「…また、切土や盛土は、土砂流出の要因となるため、できる限りしないようにしてください。」⇒条例の下では、審査基準等において、〇メートルを超える切土や盛土は許さない等と、切土や盛土の制限をより緻密に定めるか。

(2) ガイドライン第5条第4項(4)の「講ずべき対策としては、①眺望場所からの視認状況を考慮し、アレイの高さを景観との調和に配慮したものとする、②敷地境界からの距離を確保したり、植栽や周辺

¹ 行政指導は、相手方の任意の協力により実現されるものであることにポイントがある。
⇒行政指導に従わないことを理由とする不利益取扱いの禁止（網走市行政手続条例第30条第2項）

に森林を残置すること等により、できる限り 見えないようにする、
③周辺景観との調和に配慮した色調の製品を使用する等を考慮して
ください。」

(検討事項)

市は、「景観との調和に配慮」、「できる限り」、「考慮する」についての判断基準をどのように設定すべきか（自由討議）。

- ① パネル等が周辺の道路等から一切視認できないようにする、周辺景観に完全に溶け込ませないといけない⇒景観問題をすべて解消する。
- ② 大方の人（8割程度）からみて、「まあ、それほど気にならない」と程度であればよしとする。
- ③ よしとする人、ダメという人が半々くらいなら、よしとするのか。

○那須塩原市条例許可基準より抜粋（厳しい規制の例）

（3）景観を阻害するおそれがないこと。	
1	太陽光発電設備の高さ、形状、色彩等が周辺の景観と調和したものであること。 ※色彩については、「那須塩原市景観色彩ガイドライン」を参考とすること。
2	事業区域に抑制区域を含む場合には、事業区域と隣接する土地との間に以下の幅の緩衝帯が設けられていること及び太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設けられていること。
3	周辺の景観との調和のため、緩衝帯には植栽等を適切に配置すること。
【緩衝帯の幅】	
事業区域の面積	緩衝帯の幅
1,000㎡未満	1m以上
1,000㎡～5,000㎡	2m以上
5,000㎡～10,000㎡	3m以上
10,000㎡～15,000㎡	4m以上
15,000㎡～50,000㎡	5m以上
50,000㎡～150,000㎡	10m以上
150,000㎡～250,000㎡	15m以上
250,000㎡以上	20m以上